

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年6月15日

収支等命令者
佐賀県立唐津特別支援学校長 杉光 政実

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県立唐津特別支援学校給食等調理業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別紙1「佐賀県立唐津特別支援学校給食等調理業務委託仕様書（以下「仕様書」とする）」のとおり
- (3) 委託業務場所 佐賀県立唐津特別支援学校
- (4) 委託期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加業者資格審査会により、別紙2「学校給食等調理業務委託業者適格審査基準（以下「審査基準」とする）」を満

たすと認められた者であること。

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県立唐津特別支援学校事務室

郵便番号 847-0002

唐津市山本788番地12

電話番号 0955-78-2394

電子メールアドレス karatsushien@pref.saga.lg.jp

(2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

令和8年6月15日（月）から令和8年7月10日（金）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、下記の書類を令和8年6月26日（金）17時までに上記の担当課に持参または郵送（郵送の場合は同期限までに、事務室必着）すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 事業者の概要（様式第2号）
- (3) 同種かつ同規模の業務の実績（様式第3号）
- (4) 担当予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ちの業務の状況（様式第4号）
- (5) 行政処分等調書（様式第5号）
- (6) 社員研修実績（様式第6号）
- (7) 業務実施方針及び手法の概要（様式自由）及び衛生管理マニュアル

なお、委託の実施に当たって、入札参加業者資格審査会を開き、別紙2「審査基準」を満たす者かを審査する。

審査は、業務実績、経営状況、学校給食等への理解度、衛生管理体制及び職務遂行能力等を提出された資料から総合的に判断し、入札参加資格業者を決定するものである。

提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とし、提出された書類については、入札参加資格業者の審査にのみ使用し、その目的以外には使用しない。記載された個人情報についても、入札参加資格業者の審査にのみ使用し、その目的以外には使用しない。

なお、入札参加業者資格審査結果については、令和8年7月7日（火）までに通知する。

5 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けたとき。

エ 自己又は自社の役員等が、2の(5)のアからキまでのいずれかに該当する者

であることが判明したとき、又は2の(5)のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

オ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

6 入札書の提出方法

別に定める入札書を担当課に直接持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年7月9日(木)17時までに担当課に必着とする。

また、封筒に「佐賀県立唐津特別支援学校給食等調理業務委託契約に係る入札書在中」と表書きすること。

到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

7 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月10日(金)14時

イ 場所 佐賀県唐津市山本788番地12

佐賀県立唐津特別支援学校 相談室

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。入札参加業者資格審査の結果、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項各号の規定に該当するときは免除。

イ 契約保証金 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。佐賀県財務規則第115条第3項各号の規定に該当するときは免除。

(2) 入札の無効

入札参加業者資格審査において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 期限内に入札を行わない者

キ 上記に掲げるもののほか、入札の条件に違反した者

(3) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

(5) その他

ア 入札及び契約の締結並びに契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 契約書の作成の要否 要

なお契約書に以下の条文を含めること。

「(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第〇条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。」

(6) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(7) 質問等

公告内容に質問がある場合は、令和8年6月26日（金）17時までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和8年7月7日（火）までに入札者あてメールにて行う。

(8) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(9) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。